



資料 1

第 2 次田村市総合計画 後期基本計画

策定方針

令和 7 年 1 0 月

策定

目次

1 策定方針について.....	1
2 計画策定の背景.....	1
3 計画の位置付け.....	2
4 計画の役割・構成・期間.....	2
5 計画策定の視点.....	3
6 計画策定の手法.....	3
7 計画策定スケジュール.....	5

1 策定方針について

田村市（以下、「本市」という。）では、令和4年度から令和13年度までのまちの将来像とまちづくりの目標を定めた基本構想及びこれらを達成するための施策を総合的、体系的に定めた基本計画に基づき、「ワクワクがとまらない 自然とチャレンジがいきるまち 田村市」の実現のために計画の推進を図ってきました。

この策定方針は、総合計画の前期基本計画が、令和8年度で計画期間の最終年度を迎えることから、前期基本計画の進捗状況を評価・検証し、新たな社会情勢等も踏まえつつ、後期基本計画を策定するための基本的な考え方、策定手法等を示すものです。

2 計画策定の背景

まちづくりの長期指針となる現行の総合計画は、令和4年度に策定し、令和8年度に計画期間の折り返しを迎えます。

少子化・高齢化の急速な進展に伴い、本格的な人口減少社会が到来している中、AI・デジタル技術の発展・普及により産業、文化、教育、福祉医療など、あらゆる分野に大きな変化がもたらされるとともに、人々の価値観やライフスタイルの多様化・複雑化が加速しています。

また、東京一極集中の陰で、地方における若年層や女性の流出、経済活力の低下などが深刻化し、全国各地において、「地方創生 2.0 基本構想」に基づく地方創生の取組みが進められることが求められています。

豊かな自然環境を守りつつ、子どもから高齢者まで全ての市民が幸せを実感しながら暮らし、その中で、生き活きとした経済活動が営まれる持続可能な社会を実現していくためには、行政のみならず市民や事業者などあらゆる主体が一丸となって、時代の潮流を的確に捉えながら、それに適応したまちのビジョンを共有し、その実現に向け取り組んでいくことが重要です。

これら社会情勢と前期基本計画の評価・検証結果を踏まえ、「ワクワクがとまらない 自然とチャレンジがいきるまち 田村市」の実現に向け、総合的かつ計画的な行政運営の指針として、市民や事業者などあらゆる主体が共有できる中長期的なビジョンを示すために、「第2次田村市総合計画 後期基本計画」を策定します。

3 計画の位置付け

従前の地方自治法第2条第4項において「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」とされていました。その後、平成23年8月1日施行の地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）で当該規定は削除され、地方自治法に基づく市町村基本構想の策定義務は撤廃されました。

本市では、市政運営の継続性と発展性を確保するため、法律による策定義務撤廃以降も、市政の総合かつ計画的な運営を図るために長期的な展望に立って定める「基本構想」と、基本構想に基づき市政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合かつ体系的に定める「基本計画」を定めています。

この「基本構想」と「基本計画」については、田村市議会基本条例（平成29年9月29日条例第26号）第12条において議会の議決を経て定めることとされており、これにより、本市では、第2次田村市総合計画を田村市議会で議決された市政運営の最上位計画として位置付けています。

4 計画の役割・構成・期間

田村市総合計画は、市政運営の最上位計画として長期的な将来ビジョンを明らかにし、その実現に向けて重要かつ全市的な取り組み、個別分野の方向性等を定めるものです。

また、市民、地域、団体、企業等と行政が将来ビジョン及び個別分野の方向性を共有し、全市を挙げてまちづくりを推進するための指針となるものです。

本計画の構成及び期間は次の通りです。

基本構想	市政運営を総合かつ計画的に行うための指針として、長期的なまちづくりの展望である将来像を定め、その実現に向けた施策大綱を示す。 計画期間は、令和4年度から令和13年度までの10年間とする。
基本計画	基本構想に定めた将来像と施策大綱に基づき、個別分野の方向性及び目標を示す。 計画期間は前期計画5年（令和4年度から令和8年度）、 <u>後期計画5年（令和9年度から令和13年度）</u> とする。 後期計画期間満了年度に、それまでの成果と社会・経済情勢の変化等を踏まえて、次期総合計画を策定する。

なお、上記とは別に実施計画を定めています。実施計画は計画期間を3年間とし、この期間の事業計画及び財源を示すものであり、毎年度の更新（ローリング）を行っています。

5 計画策定の視点

本計画は次の視点を踏まえて策定します。

◆視点1 市民参画によるまちづくり

まちづくりの主役である市民、地域、関係団体、企業等が参画・協働し、まちづくりの気運醸成と人材育成につながるまちづくりを推進します。

◆視点2 市民ニーズと時代の変化を踏まえた戦略的なまちづくり

市民ニーズ等を的確に捉えた上で、これからの時代潮流を積極的に取り入れ、地域資源を最大限に活用する戦略性を持つまちづくりを推進します。

◆視点3 SDGs（持続可能な開発目標）につながるまちづくり

市民の健康、質の高い教育、自然との共生、持続的な経済成長等を実現し、国際目標であるSDGs（持続可能な開発目標）につながるまちづくりを推進します。

◆視点4 実現性・実効性を備えたまちづくり

長期的な財政状況を想定しつつ、施策の実現性及び事業の実効性を高めるため、エビデンス（証拠・具体的な数値）をもって事業を評価し、その積み上げにより施策を評価する「ロジックモデル」を構築します。

◆視点5 目標の共有と改善の可能なまちづくり

「ロジックモデル」に基づき、定期的な検証及び改善の行政マネジメント手法を継続し、施策及び事業の見直しを行いながら、持続可能なまちづくりを推進します。

6 計画策定の手法

本計画は市民、関係機関、市内企業・団体等との協力により策定します。

(1) 市民参加

①市民ワークショップ

多様な人材や幅広い世代の市民同士がまちづくりについて話し合うワークショップを開催し、まちづくりへの関心、まちへの愛着の醸成を図るとともに、より多くの市民の意見等を計画に反映します。

②団体ヒアリング

市内で活動する主な団体を対象にヒアリングを実施し、幅広い分野における専門的・実践的な意見・アイデア等を計画に反映します。

③アンケート

市内在住の18歳以上の男女2,000名を対象にアンケートを実施し、市民のまちづくりに関する意識調査を行うとともに、前期基本計画の取組みへの評価、まちづくりへの関心、まちへの愛着の醸成を図るため、より多くの市民の意見等を計画に反映します。

④パブリックコメント（意見公募）

計画（案）についてパブリックコメントを実施し、市民から幅広い意見を求め、寄せられた意見や要望等を考慮して計画策定を行います。

（2）庁内体制及び庁内ヒアリング

①総合計画策定委員会

副市長、部長、議会事務局長、教育委員会教育部長及び会計管理者の職員で構成し、計画策定における重要事項等を協議します。

②総合計画策定委員会幹事会

課長級職員で構成し、総合計画策定委員会への付議前に計画策定における重要事項等を検討します。

③総合計画策定ワーキングチーム（作業部会）

若手職員で構成し、市民ワークショップ等への参加を通じて得た市民意見を踏まえ、計画骨子等を検討します。

④庁内ヒアリング

庁内関連部署等へのヒアリングを実施し、前期基本計画の進捗状況の確認や施策課題の抽出、ニーズの把握・分析を実施します。

（3）田村市総合計画審議会

田村市総合計画審議会条例に基づき、学識経験者、各種団体の代表者、市政に関心を持つ市民（公募）で構成される同審議会において、市長の諮問に応じ、本計画の策定、その他の必要な事項について調査審議し、その結果を答申します。

（4）田村市議会

田村市議会基本条例第12条に基づき、市長から最終的な総合計画案を議会に提案し、市議会での審議を経て、決定します。

7 計画策定スケジュール

項目	令和7年度								令和8年度												
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
基本方針及び策定スケジュール設定	■																				
基礎調査・分析		■	■	■																	
現行計画評価・検証									■	■	■										
市民アンケート調査	■	■	■	■																	
庁内関連部署ヒアリング											■	■									
各種団体ヒアリング調査	■	■	■	■																	
市民ワークショップ				■	■	■	■	■													
基本構想改定					■	■	■	■													
後期基本計画策定									■	■	■	■	■	報告	■	■	■	■	■	議決	
行政改革大綱策定												■	■	■	■	■	■	■	■		
パブリックコメント															■	■					
総合計画策定委員会			①10/1				②		③			④		⑤		⑥				⑦	
			・策定方針の説明 ・調査票の検討				・各調査結果報告 ・基本構想の検討		・前期基本計画の 評価・検証			・後期基本計画案 の検討①		・後期基本計画案 の検討②		・パブコム報告 ・後期基本計画案 の承認				・計画の進捗管 理について	
総合計画審議会							①					②		③		④					
							・策定方針の説明 ・各調査結果報告 ・基本構想の検討					・後期基本計画案 の検討①		・後期基本計画案 の検討②		・パブコム報告 ・後期基本計画案 の承認					
計画書編集・概要版作成															■	■	■	■	■	■	
計画書・概要版印刷・製本																				■	■